

南城市拠点型こどもの居場所
運営委託業務

企画提案公募要領

南城市拠点型こどもの居場所運営委託業務

企画提案公募要領

1. 公募の目的

様々な困りごとを抱えている子ども及びその保護者に対し、安心できる居場所において、福祉的な相談援助を行うとともに、食事の提供、生活支援、学習支援及びキャリア形成支援等を実施し、自己肯定感を高め貧困の連鎖を断ち切り、自立を促すことを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

南城市拠点型こどもの居場所運営委託業務

(2) 業務内容

業務内容については、別紙「南城市拠点型こどもの居場所運営委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。（1年間）

(4) 提案上限額

29,502,000 円／年（消費税及び地方消費税込）

※提案内容にかかわらず、この上限価格を超える提案は受け付けない。また、各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

※事業費算出にあたっては、下記の事項に注意すること。

- ①市内に委託実施場所を確保するための借り上げに係る費用（家賃等）を含む。
- ②人件費には、賃金のほか、社会保険料（雇用保険料・労働保険料等含む）に係る事業主負担分を含む。
- ③本事業により必要となる機械・器具等については、リース又はレンタル料で積算する。（基本的に1万円以上の物品の購入は不可）

3. 参加資格要件

委託業務の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる条件をすべて満たす者を対象とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人であり、かつ直近3年間に於いて同種の事業実績がある法人・団体であること。（コンソーシアムの場合には代表者がこの条件を満たしていること。）
- (2) 本事業を実施できる規模のスタッフを確保し、事業を的確に遂行できること。

- (3) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで本市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定にいずれも該当しない者であること。
- (5) 業者選定前 6 月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分から 2 年経過していること。
- (6) 公告の日から過去 3 か年以内に南城市から契約解除をされていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続を開始決定がなされていること。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (12) 南城市建设工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成 18 年告示第 59 号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

4. 事務局

本公募に係る事務局は以下の通りとする。

（事務局）

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地

南城市役所健康福祉部 こども相談課（担当：大城）

電話：098-917-5212 FAX：098-917-5429

E-mail oshiro00376city.nanjo.lg.jp

5. 提案参加申込手続き

（1）提出書類

企画提案に参加する事業者は、次の①から⑩（順に綴込）を提出すること。

コンソーシアムによる共同提案の場合は、①、②、⑤、⑥、⑨は代表事業者で提出。

③、④、⑦、⑧、⑩は構成事業者すべてについて提出すること。

①プロポーザル参加表明書（様式 1）

- ②プロポーザル参加申込書（様式 2）
- ③提案者概要説明書（様式 3）
- ④業務経歴書（様式 4）
- ⑤本業務に係る実施体制（様式 5）
- ⑥誓約書（様式 6）
- ⑦定款の写し（任意様式）※副本については省略可
- ⑧履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）※副本については省略可
- ⑨印鑑証明書（①、②、⑥の使用印鑑と整合していること）
※副本については省略可
- ⑩国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類。
※副本については省略可

（2）提出部数

- ①の提出書類（様式 1）
1 部
- ②から⑩の提出書類（様式 2～6 及び定款の写し、履歴事項全部証明書、印鑑証明書、滞納がないことを証明する書類等）
9 部（正本 1 部、副本 8 部）※副本は正本の写しでよい。

（3）提出期限

- ①の提出書類
令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 5 時まで（必着）
- ②から⑩の提出書類
令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時まで（必着）

（4）提出先

南城市役所健康福祉部こども相談課へ提出すること。

（5）提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後 5 時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとする。

※申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

※提出された申請書等は返却しないものとする。

6. 提案書の作成及び提出要領

（1）提出が必要な書類について

以下の（ア）～（エ）を提出すること。また、（ア）～（ウ）については順番に綴じ、（エ）の積算内訳書（見積書）については別に綴じること。

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア) 提案書表紙	A4 判で作成すること。
(イ) 企画提案書	A4 判 25 ページ以内で作成すること。様式は任意。やむを得ず A3 判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A3 判 1 枚につき A4 判 2 ページと換算すること。
(ウ) 実施スケジュール	A4 判 2 ページ以内または A3 判 1 ページ以内で作成すること。A3 判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
(エ) 積算内訳書（見積書）	本業務の委託範囲内の費用を見積もること。A4 判であれば任意様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案上限額を超えてはならない。 ・項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載する。 ・宛名は南城市長職務代理者 南城市副市長 當眞隆夫とする。 ・日付は提出日とする。 ・値引き等の記載は行わない。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ①提案内容は、別紙「仕様書」の「5. 業務概要」について作成し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。
- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を記載すること。
- ⑤フォントの種類については制限しないが、サイズは 10 ポイントで作成すること。
- ⑥別紙「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。

(3) 提出部数

9 部（正本は 1 部、副本 8 部）※副本は正本の写しでよい。

(4) 提出期限

令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時まで（必着）

(5) 提出先

南城市役所健康福祉部こども相談課へ提出すること。

(6) 提出方法

持参または郵送によるものとし、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は提出期限日の午後 5 時までに必着のこと。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。その場合は、「参加辞退届」（様式 8）を速やかに提出すること。

7. 質問及び回答

企画提案等に関する質問は、「質疑事項」（様式 7）により、事務局へ電子メールにて提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- （1）電子メール以外での質疑は受け付けないものとする。
- （2）質疑の受付期間は、令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 2 時までとする。
- （3）質疑に対する回答は、プロポーザル参加表明書（様式 1）を提出した全参加業者に対し、電子メールにて回答を行う。

8. 受託者審査選定方法

（1）基本的な考え方

本委託業務の受託者の審査選定に当たっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第 4 条の規定に基づき、南城市拠点型こどもの居場所運営委託業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受託候補者として選定する。また次点受託候補者も併せて選定する。

（2）審査方法

①事務局による審査

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認し、審査を通過した者のみ、次の「選定委員による審査」を行うものとする。（参加資格要件の確認結果については提案書提出期限までに電子メールにて通知する。）

②選定委員による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき、評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が 5 者以上の場合は提案書類等による 1 次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。

【評価審査項目】

- (ア) 実績及び体制
- (イ) 仕様書等に対する提案内容の整合性
- (ウ) 業務に対する姿勢
- (エ) 実施スケジュール
- (オ) 委託費の妥当性
- (カ) その他の提案

③受託候補者の決定

②の評価点を最も高く獲得した者を受託候補者とし、次点の者を次点受託候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が 2 人以上ある場合は、選定委員会にて審査し、順位決定する。

(3) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

- (ア) 1 事業者につき、30 分の持ち時間とする。[提案内容説明 20 分、質疑 10 分]
ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。
- (イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。
- (ウ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②プレゼンテーションの実施日（予定）

- ・日時：令和 7 年 12 月 25 日（木）※時間についてはメールにて別途通知。
- ・場所：南城市役所 3 階 庁議防災室

③使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。
ただし、ディスプレイ（65 型）、ディスプレイケーブル（RGB,HDMI）、電源コードリールについては市で用意する物を使用して構わない。

※事前に動作確認したい場合には、令和 7 年 12 月 22 日（月）午後 3 時までに連絡すること。

9. 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

- ①令和 8 年 1 月 6 日（火）までに企画提案事業者に対して審査結果を書面で通知する。また、選定された事業者（優先交渉権者）については本市ホームページに掲載するものとする。審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

- ②選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して 15 日以内に提出しなければならないものとする。

(2) 契約交渉

受託候補者である旨の通知を受領した者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きし、受託者となること。受託候補者との協議が整わない場合は、次点受託候補者と交渉を行うものとする。

10. 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」(様式8)を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 持参または郵送によるものとし、令和7年12月19日(金)午後5時までに提出すること。

11. 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合または、満たすことができなくなった場合。
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 定められた提出方法、提出期限に適合しないもの。
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (5) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (7) 契約を締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- (8) 見積上限額(税込)を超える見積金額で積算された提案書。
- (9) 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合。
- (11) 審査決定から契約締結日までの期間において、南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の規定による指名停止等の措置を受けた場合。

12. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受託候補者の選定以外には使用しない。
また、返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、
情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 参加表明が 1 者の場合は、その提案内容等を選定委員で審査し、本業務を委託可
能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。

1 3. スケジュール一覧

	項 目	日 程
1	公募の開始	令和 7 年 11 月 26 日（水）から
2	プロポーザル参加表明受付締切	令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 5 時まで（必着）
3	企画提案等に関する質問受付期間	令和 7 年 11 月 26 日（水）から 令和 7 年 12 月 5 日（金）午後 2 時まで（必着）
4	企画提案等に関する質問回答	質問受付後、全応募者に対し速やかに回答
5	プロポーザル参加申込書等受付締切	令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時まで（必着）
6	提案資格確認結果の通知	確認次第、全応募者に対し速やかに回答
7	企画提案書提出締切	令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時まで（必着）
8	プレゼンテーション審査	令和 7 年 12 月 25 日（木）予定
9	審査結果の通知	審査後、全応募者へ令和 8 年 1 月 6 日（火）までに通知